

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成26年9月19日(金) 午前10時00分～11時47分
会 場 委員会室

1. 出席者

2番 黒川 美克、 3番 柳沢 英希、 6番 幸前 信雄、
7番 杉浦 辰夫、 9番 北川 広人、 12番 内藤とし子、
13番 磯貝 正隆、 15番 小嶋 克文
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 長谷川広昌、 4番 浅岡 保夫、 5番 柴田 耕一、
10番 鈴木 勝彦、 11番 鷺見 宗重、 14番 内藤 皓嗣、
16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事GL、総合政策GL
福祉部長、地域福祉GL、生涯現役まちづくりGL、保健福祉GL
介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第43号 財産の無償譲渡について
- (2) 議案第44号 権利の放棄について
- (3) 議案第45号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理について
- (4) 議案第46号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について
- (5) 議案第47号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (6) 議案第48号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- (7) 議案第49号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (8) 議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- (9) 議案第52号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- (10) 議案第55号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- (11) 陳情第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
- (12) 陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (13) 陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (14) 陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

市長挨拶

委員長 去る9月8日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案10件及び陳情4件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の黒川美克委員を指名いたします。それでは、当局より説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特にございません。

《質 疑》

（1）議案第43号 財産の無償譲渡について

委員長 質疑を行います。

問（12） 養護老人、旧ですけど高浜の養護老人ホームとデイサービスの建物を、それに付帯する設備を昭徳会に無償譲渡するということなんですが、昭徳会のほうは、どうして今なのか、今後どのような計画があるのか、お示してください。

答（保健福祉） 今回、無償譲渡させていただきますが、建物につきましては、直近ですと刈谷豊田総合病院に高浜分院を無償譲渡したというようなこともありまして、本来、これ無償譲渡をさせていただきますが、平成12年に運営の

ほうを昭徳会のほうに移管をしております、本来であれば、そのときに合わせて無償譲渡すべきであったのかなというふうに思っておりますが、今回、無償譲渡という形でさせていただきます。建物を昭徳会が所有することによりまして、施設運営面からも所有者である施設側の裁量が高まり、より入所者にとって快適な住空間を提供できる、そんな思いから今回無償譲渡をさせていただく、そういうものであります。

委員長 ほかに。

「後の計画は。」と発声するものあり。

委員長 すみません。保健福祉グループ。

答（保健福祉） 今後の計画につきましては、今回、建物を無償譲渡させていただくということです、昭徳会のほうで将来的なあり方については考えていかれる。また、そういう裁量も、昭徳会のほうにできるというふうに思っております。

委員長 ほかに。

問（9） 議案43号ですけども、これ建設時期が、昭和59年と伺っておりますけども、同時にこう譲渡される付帯する設備ですね、ここに書かれておるのは電気設備、空調、給排水衛生設備というふうに書いてありますけども、この辺のものというのは、どこかで、今まで更新されているのでしょうか。

答（保健福祉） こちらのほうにつきましては、空調のほうで若干の修繕等行っておりますが、それ以外の部分については開設当初から手を加えているということはありません。

問（9） それでは、この無償譲渡に対して時期的に結構中途半端というところなんですけども、機能途中という部分もあるわけなんですけども、そういった中で何らかその昭徳会のほうと覚書き等、あるいは、今後のことについての協定書等、そういったもの話し合いができたから、こうやったというようなことがあるのかなのか。あれば、どのような内容のことが謳われているのかということをお答えいただきたいと思っております。

答（保健福祉） 今回、中途半端な時期というところ、実は、建物自

体を法人にすぐ譲渡する場合、法人が譲渡早々に運営を辞退されるというようなケースも想定される。今回については、平成12年からかなりの年数が経っており、また相手方が昭徳会であるというようなことから、そういう意味では安心して譲渡させていただくことができるかなというふうに思っております。また、この建物自体は、委員御存じのとおり二人部屋というようなことになっております。実は、現行の法の中では、基本的には一人部屋を推奨していくというようなことになっておりまして、将来的には二人部屋の解消を法人側がしていくというような方向があるというようなことも聞いておりますので、よろしく申し上げます。

問（9） 確定的な部分ではないにしろ、今後も、この養護老人、今でいうと高浜のデイサービスセンターというスタイルで維持をされていっていただけるということで、理解してよろしいかどうか。

答（保健福祉） 御質問のとおり、将来的な建てかえであっても、このデイサービスと養護の部分については、当然、高浜市の社会資源でありますので、残していただくというような思いでおりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

問（6） 1点確認させてほしいんですけど、従来は高浜市の所有のものだということで維持管理にかかるところは、高浜市が負担するところ、これがあって当然だと思うんですけども。無償譲渡したということは、今後は、昭徳会さんが全部メンテされるということで、そういう理解でよろしいですか。

答（保健福祉） 委員御質問のとおり、無償譲渡した後は、昭徳会のほうで維持管理をされるということで、間違いありません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかにございませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第43号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第44号 権利の放棄について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第44号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第45号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第45号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第46号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第47号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(7) 家庭的保育事業の条例の制定で、総括の答弁の中で、現在実施している事業で、大きな違いは食事の提供であるということと言われて、現在、弁当持参であるが提供方法は連携施設からの搬入で、具体的には保育園でつくった給食を運搬と言われましたが、各施設家庭的保育事業、「となりのおばちゃん」とか「こっこママ」、「あいあい」、「おひさま」、「からんこえ」ですか、いろいろあるわけですけど、これら各施設はどこからの搬入かということをお願いいたします。

答(こども育成) ただいまの質問の食事の搬入は、それぞれどこから考えているかというところがございますけども、まず、「となりのおばちゃん」、「あいあい」、「こっこママ」につきましては、いわゆる市民団体さんが運営している家庭的保育につきましては、市のほうでまずそこを、運営をやっていくというところで、それは今の現時点の想定では、調理室の設備規模面を含めて吉浜北部保育園からの搬入を考えております。それで、湯山住宅集会所でやっている「からんこえ」につきましては、すぐ近くで連携保育園となりますよしいけ保育園がございますので、よしいけ保育園からの搬入という部分を考えております。いきいき広場さんがやっております「おひさま」につきましては、連携園は社協さんがやられている家庭的保育でございますので、距離的にいったら中央保育園ということになってくるかと思えますけれども、その運搬部分等につきましては、まず市のほうで当初予算に向けてそのところをどういった形でやっていくかということ踏まえて、そこら辺を、「よしいけ」、あの「からんこえ」さんは本当にすぐ近くなので徒歩でも行けるくらいの距離なので、そこは大丈夫かなと思っておりますけども、社協さんのほうについては、運搬については別個でやるのか、または、市が運ぶ中でルートに乗せるのか、ここら辺についてはちょっと検討が必要かなとは考えておりますけども、いずれにせよ食事をつくるという部分については、そのように考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

問（１２） この４７号ですが、まず、最低基準の目的のところ、第３条、「明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする」。次で「最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」となっていますが、これらはどのように保障するのか、ちょっとそのところが気になりますので、その説明と。それから、第４条で「その設備及び運営を向上させなければならない。」「設備又は運営を低下させてはならない。」とかなっていますが、それらはどのように保障していくのか、担保、何か担保があるのか。それから、第５条で「運営の内容を適切に説明するように努めなければならない。」「保護者及び地域社会に対し、」ですね。それから「自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。」というようなものが出ていますが、それらはどのようにしていくのかお示してください。

答（こども育成） ただいま３点の質問があったと思いますが、まず、第３条の部分につきましては、どのようにこの適切な訓練を受けた職員等について確保されていくか、というところでございますけれども、こちら条例の中でも、今回、この中で制定される家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、それぞれこの中で保育従事者として認められるものの規定が定められております。例えば、保育士であったり、家庭的保育のように保育士、または、その市町村が行う研修を修了したものであるところがありますので、そういった基準をしっかりと満たしているかどうかというところを、この基準を用いて確認していくというところでございますので、そういった意味での職員の質の担保と、また、その担保という意味では、市のほうでも研修等を行っておりますので、そういったところを受講していただいて質の維持の向上に努めていくという形で進めていく予定でございます。また、第４条におきまして、その最低基準を低下させ、を理由として、低下させてはならないというようところで、どのように担保していくかというところですが、今、現在やっている家庭的保育におきましても、こちら家庭的保育者に全てお任せしているというわけではなくて市のほうとも常日ごろ、連携、情報をやりとりしながらしているところがございますので、そういったところについては、そういった定期的なやりとりの中で、お互い協議しながら進めていけば、その部分につい

ては担保されるのではないかなと考えております。続きまして、第5条の部分ですけれども、評価の点ですけれども、高浜市におきましても保育所のほうでは、第三者評価を高浜市独自でやっております、その枠組みを使いながら、家庭的保育においても自己評価をできるような仕組みを少し構築していき、自ら、その点、家庭的保育の中の保育について、チェックしてもらおう仕組みをつくっていかうというふうに考えております。

問（12） 5条の2のところですね、「利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。」となっていますが、これらはどのようにされていくおつもりなんでしょうか。

答（こども育成） この第5条の第2項の部分ですけれども、保護者、地域社会等に対し適正に説明するよう努めなければならないというところで、今、現時点におきまして、家庭的保育におきましては、家庭的保育の入所の際に対しては、当然、市の窓口のほうにおみえになる形になっておりますので、その中で家庭的保育のそれぞれの保育の特徴であったりとか、保育をどのようにやっているかというところについては、市のほうでそのところは説明させていただいているという状況でございますので。また、地域社会等というところについても、家庭的保育を一体的に、ホームページ等、また、広報等にも載せながら、こういうふうにやっていますよというところは随時お示しさせていただいているところなので、そういった点を引き続き継続していきたいと考えております。

問（12） 次に第8条ですが、「家庭的保育事業者等の職員の一般的要件」というところで、先ほども話がありましたが、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。」というのはありまして、その後、知識及び技能の向上とか、ずっと載っているんですが、ここで、「できる限り」というのがついているのは、どうしてかというのか、その辺りをお示しく下さい。

答（こども育成） 今の質問の第8条の部分でございますけれども、「できる限り」という面を含めて、市のほうとして、今、現時点でも家庭的保育のスタッ

フを中心に、養成講座、現任研修、いろいろな形で研修のほう行っておりまして、その中で、当然、スタッフの方、働きながらやっているところもございませので、機会を用意しつつ、その中で、全ての人が全て全部受けられるわけでもありませんので、その中で、市のほうとしてもいろいろな形で機会の提供はしていきますので、その中でできる限り受けていただいて、質の向上に努めてもらう。それは、それぞれ市の保育士でも同様でして、全ての職員が全ての研修に出れるわけではございませんので、その中は研修を受けた人間が、また中で、その研修の結果をきちんと伝えて職員の質の向上につなげていく、そういった形で質の維持を保っていくという考え方でございます。

問（12） 先ほど、食事の件は出ましたので、保育時間について、第24条ですが、「1日につき8時間を原則とし、」となっておりますが、現在はどのようになっているのでしょうか。

答（こども育成） この保育時間というところですがけれども、こちらの「1日8時間を原則とし、」というのは、現状の家庭的保育のガイドラインのほうも同様でして、それを踏まえて市のほうでは、今、家庭的保育は朝8時から夜6時までというところの10時間の範囲で行っているというところでございます。

問（12） 今、8時から6時までやっているということは、これは、保育時間が1日につき8時間原則となっておりますが、原則は、原則だから6時までやるということなのかもしれませんが、その場合に、延長になるとどのように、保育料などは、どのようにになっていくのか、どういうふうにされるのかお示してください。

答（こども育成） この延長の部分という話でございますけれども、1日8時間に対して、現状は8時から6時までの中で一律でやっているというところでございます。今後、この家庭的保育につきましては、いわゆる三号認定、3歳未満児のところ、保育を必要とする子供の認定区分としては三号認定という形になります。三号認定の保育料というのが、国のほうから一律で基準が示されると。それに基づいて、保育料を徴収するという形になりますので、その保育料の中で動く形になるんですが、要は、その保育料が8時から6時の部分でいきますと、今の新しい制度の考え方でいきますと、保育標準時間というところの範疇の中には入ってくるんですが、その範疇の中での延長の部分につい

ては、今も取っておりませんし、そこのところは、この8時から6時というところでは、今の現状の保育料でも取っていませんので、家庭的保育でも、今後とも同様にこの8時から6時という時間を、また今後、ニーズの中で家庭的保育の時間を延ばしていくという話であれば別ですけども、今の現時点では、特にそこのところについて、この時間帯の利用であれば料金については変わらないというか、延長だからふえるという話はないというふうに考えております

問（12） 設備の基準の関係ですが、第28条の関係で、保育室または遊戯室の面積は幼児1人につき1.98平方メートル以上となっていますが、これ何ていうか、以上となっているから、いいのかなというあれはあるんですが、1人につき1.98というのは、ちょっと狭いんじゃないかという気がいたしますのと、それから、屋外遊戯場、高浜の家庭的保育は皆屋外なんですけど、すぐ近くにはない家庭的保育もありますから、そういう面では、どこを使っているのか、ちょっと狭いんじゃないかという気がいたしますが、その点ではどうなのでしょう。

答（こども育成） ただいま第28条の面積等の質問でございますけれども、まず、幼児1人当たり1.98等のこの基準でございますけれども、こちらについては国の基準どおりのことでございますので、これについては、今まで市のほうでも、これ以上確保していくということで遵守しながらやってきておりますので、そこのところについては現状のままでいくという認識でございます。あと、屋外遊戯場という部分ですけども、こちら、屋外遊戯場に変わるべき場所を含むということで、付近にあるというところでございますので、たしかに家庭的保育によっては、すぐ目の前にないところもございまして、そういった場合には、例えば、近くの公園等の公共施設だとか、そういうところを使いながら保育をしているというところで、それは、今、現状でも同じでございますので、各家庭的保育については、近くにあるそういった遊べる場所を利用してやっているというところでございます。

委員長 ほかに。

問（12） すいません、ちょっと戻りますが、職員の件で、家庭的保育の職員の件で、第23条の2のところですが、「家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める

者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。」ということになっているんですが、家庭的保育といってもやはり保育をするわけですから、きちんと保育士さんとか資格を持った方を置いていただきたいと思うんですが、その点では、これを見ると資格というのは、一応、どこか載っていましたが、これ見ると研修でいいとなっていますが、そういう点では、保育者の資格というのは保育士とか教諭の資格とか、そういう考えはないのでしょうか。

答(こども育成) ただいまの質問の資格というところでございますけれども、高浜市におきましては、平成20、21、22年度で、養成講座を開いてきまして、家庭的保育のガイドラインに沿った形で、いわゆる、この認定できる、市長が行う研修として修了したものと認められる程度の研修というのを実施して保育の質というものを高めてまいりました。それを踏まえて、今、現状、家庭的保育をきちんとスタッフの技量として行っているという認識でございますので、こういった家庭的保育のこの部分につきまして、その基準を保育士に限定するとかそういう点については、考えてはおりません。

問(12) これまでやってきたのと、今回は、子ども子育てで新しい法律に基づいて家庭的保育も、こうやって規定がされるわけですから、内容も新しく向上させていかなければいけないと思うんですが、そういう点では、確かに、研修を受けた方たちも一生懸命やっけてはくれますけれども、きちんと保育士としていろんな分野の学習を行い、研修というか実践も行い、資格を取った方たちを充てるべきだと思うんですが、その点ではどうなんでしょう。

答(こども未来部) 家庭的保育についても、今までガイドライン、国の定めたガイドラインによってやっておりまして、今回、そうなった条例につきましても、ガイドラインを踏まえて制定したものでございます。今まで特に支障があったかというのと、全然、支障はございませんので、これまでどおりのことを踏まえてやっていくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

問(12) 支障がないから、このままでいいんだという点では、ここの中にも載っております向上させなければならないという目的のところからも、外れると思うんですよね。やはり少しでも、そういう面では、1人、今は1日を2人態勢でやっていると思うんですが、それをフルに動ける方を1人置くというお話だったんですが、その点はどういうふうになっているのかということと、

それから、やはりそういう資格を持った方をきちんとそこに置くということは大事なことだと思うんです。思いますので、その点お願いします。

答（こども育成） まず、資格の点ですけれども、高浜市は、家庭的保育を行ってきているというところの中で、その質の担保ですね、そういうところをしっかりとしていかなければいけないというところで、これまで継続的に研修を実施してきて、その点を担保している。それで、担保してきているからこそ、今まで支障がない。ですから、今後もその支障がないようにするために、きちんと研修も行い、そういった機会の場を提供していくということですので、御理解いただきたいと思います。職員の働き方の態勢でございますけれども、国の交付金の対象となるという基準のところの中では、今の勤務形態では少し難しいという見解もいただいておりますので、そういうことも含めて、日中、核となる時間帯をやっていただく中心となる方というのを据えて、それに対して、補助者がついていくという形の勤務体系にはする予定でございます。今、中で、大体どの方がやっていただけるかということは、おおよそ検討は済んでいるんですけども、そういった形で各家庭的保育とも、今、協議が進んでいるというところでございます。

委員長 ほかに。

問（15） 先ほど、食事の件がありましたけれども、これは、今までどおり弁当の持参であっても可能なのかということと、それから、食事代の徴収方法。それともう1点、この一番最後の施行期日がありますけれども、これちょっと読みますと最後に、関係法律の整備等に関する法律、平成24年ずっとあって、の施行の日から施行するという、ちょっとわからないですから。この点について、具体的には、これは、もし可決された場合は、いつからのこれは施行になるのか。この2点について。

答（こども育成） ただいまの質問の中の今までどおり弁当持参でもいいのかというところでございますけれども、あくまでも、この条例に従う形でこの弁当というところではなくて、食事の提供が定められておりますので、仮に弁当のままという形になりますと、国がいわゆる、地域型保育給付の対象にはなってきませんので、そういった支給対象にはならない事業という形になってきます。その対象にするためには食事の提供が求められますが、経過措置の中で5年間

のその移行期間が設けられているというところでございます。食事代につきましては、今、保育所でも一緒なんですけれども、保育所の未満児の部分につきましては、保育料の中に食事代というのが含まれた状態で保育料を徴収されておりますので、第三号認定という形の中で取り扱う中では、その食事代の徴収の仕方については、保育所と同様の形になってくるというところでございます。あと、最後の質問、施行日なんですけれども、この法律というのは、平成27年4月1日に施行される予定で、国のほうはなっておりますので、それに合わせての施行になりますので、今の予定では4月1日施行という形になっております。

問（15） ちょっとこれ僕の勘違いかわかりませんが、ちょっと確認させていただきたいんですけども、今回、消費税が5%から8%、また来年には10%、これは予定ということで、予定されておりますけども。この消費税の増額分というのは、社会保障費と、それから子育て支援の財源、これに限るといふうに、今、されております。したがって、この子育て支援の財源の増額と、それから、今、この今回、47、48、49の条例の設置の基準になっている子ども子育て支援法について、何らかの関連があるのかないのか。

答（こども育成） ただいまの御質問ですが、消費税による子育て支援の部分と、この今回の条例の部分の含めた関連は、というところでございますけども、今回、新しい新制度の中では、施設型給付、地域型保育給付というものがございます。そちらの中に指定された各施設、事業については、当然ながらそれに対する手当がなされるわけなんですけども、それについては、国のほうが公定価格というものを定めまして、それに見合った金額を支給するという形になっております。今、国のほうは公定価格、仮基準という形で、公定価格のほう示しているんですけども、それはもちろん消費税が上がる前提で、その公定価格というのは示されている状況でございます。ただ、今の仮の国が定めている公定価格につきましては、あくまでも消費税が10%になる前提でつくられたものが、今、示されているというところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第48号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(12) 第2章の第4条ですが、利用定員の数を20名以上とするとなっていますが、これは、例えば、20人以下、19人だったりした場合にどのようになるのか、そこをお示してください。それから、まず、そこをお願いします。

答(こども育成) 20人以下のところについての保育機能をカバーするものが、先ほどの条例の中にあります地域型保育事業における小規模保育であるとか、そういうところが担うという形になってきます。

問(12) 募集した場合に19人しかいなかったと、でも、その後入るかもしれない。4月の段階では、19人だったかもしれないけれども、今後、入るかもしれないというような場合もあるわけですね。そういう場合は、どういうふうに考えたらいいんでしょうか。

答(こども育成) これは、あくまでも利用定員の設定のところ、20人と定められておるわけでございますので、それ以降に募集をした結果入るか入らないかというのは、また別の問題でございますので、あくまでも、その対象となるのは、いわゆる認可という形で、その定員をクリアしているかどうかという話でございますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに。

問(12) 第6条・・・

委員長 12番、内藤とし子委員。

問(12) 失礼。正当な理由のない提供拒否の禁止等というのがありまして、「利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」となっていますが、これは正当な理由がなければと言われても、違う理由を言って入れないと、枠はあるけれども入所を認めないということも出てくるかと思うんですが、そういう場合に、これはどのように、こういう場合に、

施設と、本人との話し合いだけでは、そういうことがわからない。施設がそう言われればそうかということになってしまいますので、これは市役所がここに関与するのかどうかお示してください。

答（こども育成） 第6条の「正当な理由のない提供拒否の禁止等」の部分に関しての質問ですけれども、こちら一番大きな想定としては、定員を超えてしまった場合の取り扱いというところでは、当然ながら、それを抽選等する場合には公平なやり方でやりなさいよということが示してあります。その他については、例えば、特別な支援がどうしてもいるようなお子さん等で、それが施設の的にどうしても今の現段階では無理だよとか、そういう事例がある場合には、そういったところが出てくるというところがございますので、そういったところに対しては、今まで現状も高浜市におきましては、各保育園の入園等に関して市のほうがかかわりながらやってきているということもございますし、児童福祉法の第24条の中でも、市のところについては、その他調整等することが求められているところもございますので、この点については当然ながら高浜市内の保護者、利用者の方の利便性を考えて、市としては当然行動すべきと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（12） 利用者負担額の受領というところがございますが、第13条、この中で、特に3番としては、「差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。」とか、4のところ、「日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用」、ずっとこうありまして、「特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用」とか、いろいろ書かれていますが、要するに、上乗せ徴収が可能だということかと思うんですが、それは市のほうがきちんとどれだけ取るんだということは…。まず、上乗せ徴収かということと、上乗せ徴収する場合に、市のほうはそこに関与していくのかどうか、その点お示してください。

答（こども育成） ただいま上乗せ徴収の話でございますけれども、この部分が設定されているのは、そもそも、今回、新制度に移行というところを選ぶ幼稚園等がある場合に、今まで、国が示した公定価格の範囲では、これまでの教育が、例えば、提供できないと、そういった部分につきましては、それをこれま

でどおり実施していくうえでは、保護者からの利用料負担というのが、国が設定した負担ではおさまらないよというところを、これまでの教育をそのまま維持していくという必要性のために、上乗せ徴収をするということを想定してつくられているものでございます。ですので、この上乗せ徴収につきましては、その幼稚園側が、例えば、こういう教育をしたいからというところで、それが保護者のほうとですね、例えば、協議をしてしっかりとそれを納得したうえで徴収していくということが必要でございますので、そういうふうにしていけば可能ということでございますし、市の関与としましては、そういった保護者への周知等きちんとなされたかどうかが必要であって、市のほうがそれをコントロールする話というところではございませんので、御理解のほうよろしく願います。

委員長 ほかに。

問（１２） 今回、この法律で、先ほどの総則の、総則ではない、１章の定義のところ、１７番で、「法定代理受領」というのがあるんですが、これが今までみたいに施設補助という形ではなく、利用者補助になるために用途制限をかけるということが困難になると思うんですね。そういう面では、国の法律を粛々と、委託をしてこういうのをつくられているかもしれませんが、やはり市役所がきちんとその間に入って、保護者というのはやはり子供を見てもらっているという関係で、どうしても言いたいことがしっかり言えないということもありますので、そういう面では市役所が間に入っていただくことが望ましいと思うんですが、その点ではどう考えてみえるんでしょうか。

答（こども育成） 今の例えの話の質問で、最終的には、市のかかわりという部分という話だと思えますけれども。高浜市におきましては、認定こども保育園法ができた以降に、既に２つ認定こども園が、今、現状ある中で、認定こども園につきましては直接契約ではありますけれども、市のほうとしては、ほかの民間保育所、公立保育所含めて同じような形でかかわって、それぞれ運営について協議をしながら進めてきて、高浜市の全体の保育行政を進めているところでございます。この点につきましては今後も変わりませんので、それに御理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第48号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第49号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようで……。12番、内藤とし子委員。

問(12) 放課後児童健全育成事業、今回、子ども子育てで、一応、6年生まで学童保育、要するに、学童保育に入れなければいけないとか、いろんな子ども子育ての法律の中に、こうして入ったということはとても進歩だと思うんですが、ここにも書いてありますが、第4条のところで、「最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」、2番に「最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」、そのようなことがずっと載っているんですが、そういう面の保障というか、担保というか、どのように考えてみえるのかお示し下さい。

答(こども育成) ただいま、第4条の最低基準等を含めたそれに対する市のかかわりというところがございますけれども。ただいま、高浜市内、7児童クラブがございますけれども、こちらの運営等に関しましては、毎月、定例会を開きながらいろいろ情報交換もしつつ、また、公立のほうで研修等も開きながら、各それぞれの児童クラブに参加していただいて、設備等含めた、また、質の向上も含めた児童クラブ全体の運営のほうを市のほうとしてかかわってきておまして、それについては今後も同様でありますので、よろしく願いいたします。

問(12) 放課後児童健全育成事業の一般原則の中に、「事業の運営の内容を

適切に説明するよう努めなければならない。」とあって、「自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」とかあるんですが、これらは、どのようにしていく考えなのかお示してください。

答（こども育成） ただいまの質問の「自ら評価を行い、」というところでございますけれども。こちらについては、特に、今、確かに現状、この評価をどういう項目で行うかというところについては、決められたものがあるわけではございませんので、こちらについては、一度、こういったチェック事項を設けて、各7児童クラブですね、それぞれ共通事項としてこういうところをきちんと担保していくべきだろうという、そういったシート等をつくって、そういったものを自ら評価していくという仕組みをつくっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

問（12） 職員の一般的要件の中で、第7条ですが、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。」となっておりますが、これについては、どのようにしていかれるおつもりなのかお示してください。

答（こども育成） ただいま、第7条の部分でございますけれども、「理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。」というところで、まず、職員の規定というところの中で、第10条で「職員」の規定がなされており、その「職員」の規定の中で、「都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならない。」とありますので、まず、そこで事前に研修等受けて、そういった実際の理論ですね、そういったところで訓練を受けていくということになってきます。また、それ以外の部分でも、児童クラブ職員として働き始めた中におきましても市のほうで研修を開いたりとか、そういった機会をその都度設けておりますので、そういったところを担保して、働く方の質を高めていくという形なっていて、現状でも、市がやっている部分についてはなっておりますし、今後も継続していくということでございます。

問（12） 現在は、シルバー人材センターの方が委託を受けてやってみえると思うんですね。児童センター式でやっているところの児童センターの方は、本来、学童保育の方たちと一緒に面倒見る立場ではない、見るというか、瞬間的に見ることはもちろんあっても、継続して見る立場ではないと思うんですが、やはり、これも研修を終了したものというあれが入っていますが、きちんと、

その終了したものというだけではなく、シルバーの方たちは年齢層も高いですし、シルバーの方たちがいけないと言っているわけではなくて、きちんと保育士さんなど資格のある方を中心において、シルバーの方たちは補助要員みたいな形で一緒にやっていただくのが、体力的な面からいっても。子供たちはよく見ていましてね、この相手はちょっと弱そうだから思いっきりぶつかってはいけないとか、そういうことも見ているんですよ。だからそういう面でも、シルバーの方だけに委託をしていくというのは問題があると思うんですが、そういう点ではどうでしょうか。

答（こども育成） ただいまの「職員」の部分でございすけども、職員の資格はそもそも1から9号までに当てはまっていれば、職員としてはやれるよというところがございますので、シルバーの職員の方では、1から9号をクリアしていただくというところを踏まえての話になってくるかとは思いますが。そのうえで、あとは個人のそれぞれの方の質の向上というところになってくるかと思っておりますので、その点については先ほども申しましたように、児童クラブに係るさまざまな研修と協議の場を踏まえ質の向上を担保していくというところで行っていきたいと考えておりますし、今、現状において、その点についてはシルバー人材センターさんによる児童クラブの運営については、特に支障もないと考えておりますので、引き続き、その部分については継続していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 次に移ります。開所時間及び日数のところで、第18条、「1日につき8時間」、1番、というのがあります。それから、「小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間」、これ2番ですけども。学校というのは、給食がない日だとか、いろんなケースがあると思うんですが、この8時間とか、3時間というのは子供たちの実態に合っていないとか、これでいいのかどうか、お示してください。

答（こども育成） この第18条の時間の部分ですけども、これはあくまでもこの基準として定めているものでございまして、実情に合うかどうかというのは、この届出が、市に当然協議なされる段階で、これで受け入れができますかとか、そういった調整は当然必要になってくるかと思っておりますので、その点につい

ては、届出が出てきた中での協議で、その点是对应されるものと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

問(6) 1点、質問させていただきます。補正予算書の44ページ、2款、1項、12目、企画費のアシタのたかはま研究事業に係る行政サービス研究基礎調査委託料、300万になっていますけども、委託の目的というのは、これいったい何になるのかというのを、まずお伺ひしたいんですけども。

答(総合政策) 委託の目的ということでございますが、労働者派遣法の改正やマイナンバー制度の導入、また、インターネット環境の普及、進展など、さまざまな要因を見据えまして、従来のような既存事業の切り出しから将来像や可能性を導くのではなくて、逆に、可能性から見えてきた未来の姿から、その実現に向けた手段、方法等を提案していただくことで、将来的な行政サービスに係る業務の範囲や業務量の増減などを想定し、行政コストの圧縮及び施設需要の圧縮の可能性について、調査、委託するものでございます。

問(6) 続きますして、業務委託の内容について、どういうことを委託されるかということをお教えいただけますか。

答(総合政策) 委託の内容ということでございますが、主なものとしたしまして、有識者へのヒアリングから想定されます、行政サービスの今後の方向性、また可能性、先進自治体へのヒアリングから想定されます、行政サービスの今後の方向性、可能性、また企業等へのヒアリングから想定されます、行政サービスへの参入の可能性、方向性などの調査、これらの調査を実施いたしまして、これらの調査から想定されます、市役所業務の範囲や業務量の増減などを見極

めまして、5年後、10年後、20年後のハードを含めました、組織、機能等の方向性、可能性などについて調査を委託していくものでございます。

問（6） 続きまして、今、委託の内容を御説明いただいたんですけども、委託の結果、どういう形のものが出てくるかわからないですけども、それをどういうふうに高浜市の行政のサービスの中で生かしていくのかということをお教えいただけますか。

答（総合政策） 成果をどのように活用していくかということでございますが、少子高齢化社会の進展に加え、市役所の業務を取り巻く環境が大きく変化することが見込まれております。この調査によって得られた情報やデータから、例えば、マイナンバー制度の導入などによって、窓口業務はどうなっていくのか、またインターネット環境の普及、進展によりまして、各種申請書類等の受付、処理といった業務がどういうふうになっていくのか、また労働者派遣法の改正によって、情報分野、内部管理部門の業務はどのように変化していくのかといった、市役所の業務について未来予想図的なものを描いてまいりたいというふうに考えております。この市役所の未来予想図をもとに、ハードを含めました行政需要の予測を立て、5年後、10年後、20年後の市役所のあるべき姿を描いてまいりたいと考えております。また、こうした調査、検討の過程においては、全庁横断的な職員プロジェクトなどを立ち上げて、職員の意識改革や人材育成なども、同時に行ってまいりたいというふうに考えております。

問（6） 今、伺っている内容ですと、要は、市役所の中をどうするという視点、要は、申し訳ないですけど、プロダクトアウトの発想だなど。市民から見た場合に、アシタのたかはま研究所が、市民のサービスとして、どういう姿を描いて、市民がどういサービスを受けられる、どうい手続きの利便性が図られる、そういう視点でのところがどうい形になってくるのかということをおちょっと御説明いただきたいんですけども。

答（総合政策） 市民が受けるサービスがどのように変わってくるかという予測というところでございますが、先ほど申し上げました要因により、長期的な視点に立った場合、例えば、マイナンバー制度の運用が始まれば、自治体間同士での情報のやりとりができてきます。こういったことによりまして行政手続きが行政間だけで済み、住民の方が添付書類の提出が必要なくなってくるとか、

また個人番号カードや証明書自動交付機などの普及などによりまして、住民票や印鑑証明などが、例えば、コンビニエンスストアで全国どこでも24時間取得できるようになることなど、利便性が高まっていくのではないかというふうに考えております。こうした場合、市役所といたしましては、窓口業務量が、現状よりも減少していくものというふうに想定されていることから、例えば、各種の証明書の交付窓口は、現在よりもコンパクトな規模で済むのではないかというふうに考えております。

問（6） いわゆる縦割り行政のところから1歩踏み込んで、1カ所で手続きを済ませば全てのところで事足りる一元管理ができるような、そういうことを狙ってみえるのかというふうに感じますので、ぜひそういうサービスの提供に切りかえていただきたいなと思います。それでは最後になりますけども、委託先については、どういうところを考えてお見えかということ、教えていただけますか。

答（総合政策） 委託先ということですが、有識者へのヒアリングや企業へのヒアリング、先進自治体へのヒアリングなどの調査を考えていますので、現在のところ、東京周辺に所在する、こうした業務に精通しているコンサルタントに業務のほうを発注してまいりたいというふうに考えております

問（15） 補正予算書の42ページ、43の、19款、諸収入、4項、雑入の高齢者肺炎球菌予防接種について、お伺いいたします。平成26年、今年の10月1日をもって、これが定期接種になったわけですが、当然、これは肺炎を患う方、患者さんが多分増加したと思うんですけども、高浜市のまず状況、それと定期ということですので、これ時期といいますか、何歳になったら受けるかという質問からお願いします。

答（保健福祉） 肺炎球菌の高浜市の状況というより、高浜市の状況が個別になかなか数字としてありませんので、全国的には高齢者の死因の3位、4位というような高い位置にあるということで、今回、そこも含めて、定期接種化されるというものであります。年齢につきましては、65歳以上の5歳刻み及び100歳以上の方ということで、今年度始めていくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

問（15） 時期としては、年齢としては、65歳から5歳刻みと、今、お答

えがありましたけども、今までは、これは自分の希望によって、例えば、66歳であろうと、何歳であろうと、または1回だけとか、こういうふう到现在まであったんですか、これは。

答（保健福祉） この高齢者の肺炎球菌につきましては、市のほうでは、平成25年度から助成制度ということで、後期高齢者を対象に実施をしております。この助成制度につきましては、定期接種が始まりますが、合わせて、並行して実施をしていくということで行ってまいりますので、定期の対象者につきましては定期接種として、75歳以上で5歳刻みを外れる方については、任意接種の助成制度を使っただいて、接種を受けていただくということになります。なお、この接種につきましては、現状生涯で1回ということになっております。

問（15） 今、ちょっと確認。1回、受ければいいと、一生のうちに。

「・・・」と発声するものあり。

委員長 保健福祉グループ。

答（保健福祉） 今回、定期接種も助成制度もそうですが、生涯に1回のみです。で従前・・・

「・・・」と発声するものあり。

答（保健福祉） 助成。

「・・・」と発声するものあり。

答（保健福祉） 生涯で1回のみということで定期接種が始まりますが、定期接種前に受けた方は、定期接種の対象にならないというものであります。

「・・・」と発声するものあり。

答（保健福祉） 助成制度も生涯に1回、定期接種も生涯に1回です。

「何。ちょっと、ごめんなさい。」と発声するものあり。

委員長 保健福祉グループ。

答（保健福祉） 医療的な部分も含めまして、定期接種として受けられるのは1回のみ接種です。1回しか受けられないというものです。

「えっ、ちょっと、すみません。」と発声するものあり。

委員長 15番、小嶋克文委員。

問（15） というと、先ほどの年齢で65、5歳刻みとありましたね、たしか。ということは、例えば、65歳の方が1回接種されたら、次は70というのは、これどうなるんですか、これは。1回のみということは。

答（保健福祉） この制度は大変複雑になっておりまして、5歳刻みになっております。それで、現状決まっておりますのは、5歳刻みの方は定期接種として1回受けることができますが、5年後に再度、もう一度、5歳過ぎましたので、定期接種が受けられるかどうかということは、現状でまだ決まっておりません。

問（15） わかりました。わかったというか、何かあの……。何か読むと、ワクチンというのが、5年ぐらいでなんかで一応……

答（保健福祉） 免疫が、1回受ければ一生続くという科学的な根拠はありません。ただ、接種としては、1回を受けるというものです。

「……」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。

問（15） はい、いいです。

答（福祉部） 助成をさせていただくのは、1回ということですが、ですので、2回目受けたらという方は、任意で、自分で払って受けていただくということ

になります。

問（15） 基本的には先ほど、ワクチンの有効期限が5年か6年ぐらいで多分切れるということで、一応、5年ごとに受けたほうがいいと、これは。基本的には。けども、要するに、助成は1回しかないよということですね、これは。そういうことでいいですか、考え方は。

答（保健福祉） いろいろお答えが惑わすようなことをして申し訳ありませんでした。おっしゃるように、その5年ごとに受けるかどうかという話は、やはり、かかりつけ医の医療機関の医師と相談していただいて、接種を受けていただくということで、よろしく願いいたします。

問（15） 定期という言葉があるので、ちょっと惑わされてしまうね、これはね、ちょっと。だから定期であれば、やはり何歳になったら受ける、何歳になったら受けるというふうだね、ちょっとやはりそういうふうになんてしても考えてしまいますね、これは。それから、今、助成制度がありますけども、今回の定期接種になったことで、金額的には、これは何か変更ありますか。

答（保健福祉） 今、歳入のところで、金額のほう言われました。1人当たり2,500円を御負担いただくということで、お願いしていくことでもあります。今、通常ですと、助成制度8,000円ぐらい、接種費用がかかりまして、3,000円を助成しておりまして、通常5,000円負担となっておりますので、定期接種化されて、対象の方は2,500円の負担で接種が受けられるというものであります。

問（9） 先ほどの6番委員と同じところなんですけども、補正予算書の44ページのアシタのたかはま研究事業に係る委託料の件ですが、先ほどの答弁の中で、調査、検討の過程においての全庁横断的な部分を含めて、職員意識の改革、人材育成という目的という部分は、十分わかったんですけども、その前にお答えいただいた市役所の業務を含めた中で、ハードを含めた行政需要の予測を立てて、5年後、10年後、20年後の市役所のあるべき姿を描くというお話がありましたけども、これは例えば、公共施設でいうと、今、市庁舎の整備事業というのは、もう来年から進めていくわけではないですか、基本設計等やっていくわけですから。そういったところに少しでも反映したいという、そういう目的もあって、この時期の補正というようなことの考え方でもいいんです

かね。

答（総合政策） はい、そのような考え方でよろしいかと思えます。

問（9） でしたら、できるだけ早く、そういうふうに反映できることになればね、それはいいかもしれないですけども、現実的にはどうかなというところもありますので、どうしてもこの時期に出てきた補正の部分という目的が、あまりにも伝わってこないところがあるんですよ。だから、極端な言い方をすると、今、言った、市役所の未来の部分の行政サービスのあり方がどうなるかという部分と。それから、職員の研修というか育成、そういった部分を、例えば、両方半々にあるとした場合に、来年早々から、これが職員のさらなる育成にすぐ使えるツールにするために、この時期にやっていくというところのが多いと思うんですよ、実際。そのように僕は思うんですけども、それはどうお考えですかね。

答（企画部） 先ほど、グループリーダーのほうが、現在検討中の庁舎整備事業のほうにすぐに反映するというようなことで、お答えをさせていただきましたんですけども、時期的には、なかなかその辺難しいのかなという部分もございます。実際、この調査結果が反映できるのは、おそらく20年後の今の庁舎整備事業の中で設定している期間、20年間ということでございますので、その20年後に向けて、ある程度、そういった絵を描いていけたらなという部分も、それは念頭に当然あるというふうでお考えいただければというふうに思います。また、職員の人材育成の部分につきましては、やはりアシタのたかはま研究所そのものが、そういった目的を持って設置をする機関であるということもございますので、当然この委託結果で、特にこれから高浜市を背負っていく若手の職員にとっては、その20年後、我々20年後はないわけですけども、若手の職員にとっては、当然、それは影響が出てくる部分もございますので、しっかりとそういった意識を持っていただきたいということもございますので、そういった人材育成面には生かしていきたいというふうに考えております。

問（9） どうしても委託料というのは、丸々投げてしまって、結果が出てくるまで待っていてというような部分にしか見えないもんですから、それをどう生かしていくとか、あるいは委託をしたんですけども、その委託をする先に対して、高浜の行政として、いろいろなものをまた出していく、中でも、職員の

意識の改革だとか、そういったことも当然やっていけるはずだと思うんですね。だから、そういうような考え方をしっかり職員の方々に伝えてやっていく事業なんだと。丸投げしてしまう事業という意味じゃなくてね、あるいは来るまで待っていることという意味ではなくて、そういう部分をぜひお願いしたいと思います。

答（市長） 今、部長とリーダーのほうからお話がありました部分は、決して間違っている部分ではなくて、ちょっと捉え方が違っていたというところがありまして、部長が説明したように将来のところにハードも関係をしてくるよという意味で、その部分で今回のという。今回の庁舎の部分も将来の業務の範囲が変わるから、そのときには対応できるようにという部分で、自前で持たないという部分があるということで、ちょっと誤解があったかなというふうに思いますが。今、北川委員からお話がありました、行政サービスのこの委託料なのに丸投げという話になってないかだとか、なぜ、この時期にということですが、アシタのたかはま研究所を立ち上げたのが今年度であります。丸投げにしないためにも、どの部分を委託するのかということの研究をまずやって、その後、必要な予算を計上するという形で、ただし、来年度までずれ込むことで、来年度の事業が進まなくてはいけないということがありますので、今年度中に、ある一定のベースの調査をさせていただきたいということで、その委託する範囲を検討している中で、この時期での委託ということになったというふうに御理解いただければと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 45ページの地域内分権推進事業の高浜ふれあいプラザ自動火災報知設備設置工事費、320万1,000円。これは、使用目的というか利用目的が変わったときにつけなかったのかどうか、素朴な質問ですが、それをまずお聞きしたいのと。51ページの小学校維持管理事業、翼小学校教室改修工事費、普通教室が1つふえるというお話ですが、28年と29年にも、総括ですか、クラスがふえそうだというお話を聞いているんですが、どのようにしていかれるのかお示してください。

答（総合政策） 高浜ふれあいプラザの自動火災報知設備設置工事の件ですが、まず改修工事をしたときですが、こちらへ確認申請等を当

然のことながら提出しております。そのときにおきましては、こちら自動火災報知設備の設置に対する指摘とか指示とかはなかったわけなんです、本年6月に消防署の方がふれあいプラザの現地調査をされたところ、こうした不特定多数の方が利用される、今の実際の用途を見た限りでは、自動火災報知設備が必要だという御指摘をいただきました。そのことによりまして、今回、9月補正のほうに計上をさせていただいたという経緯でございます。

答(学校経営) 翼小学校の改修工事でございますが、27年度に向けまして、まず、今回の補正におきまして、2階にあります教材コーナー、こちらを普通教室として使用できるように、改修工事を予算計上させていただいているものでございます。あと、28年度、29年度に、委員おっしゃられましたように、1学級ずつふえる予測が出ております。これにつきましては、来年度の予算で計上していきたいと思っておりますが、3階の教材コーナー1室と、2階の生活科室1室、こちらをそれぞれ普通教室化したいというふうに考えております。委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第52号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第52号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第55号 平成26年度高浜市一般会計補正予算(第3回)
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第55号の質疑を打ち切ります。

《 意 見 》

(11) 陳情第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(7) 陳情4号については、賛成とさせていただきたいと思います。陳情事項の1で、「少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。」の部分で、教育は人なりと言われるように、義務教育の成否は教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところが大きいと思います。また、今、学校現場では、子供たちの健全育成に向けて、真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題を含めた子供たちを取り巻く教育課題は多くあります。また、子供たちにきめ細かな指導をするためには、学級規模の縮小が不可欠であると考えます。今後さらなる35人以下学級編成が法制度化されることにより、学校も新たな教育課題に対応できると思い、この陳情には賛成させていただきたいと思います。

意(15) この陳情には、賛成をさせていただきます。全ての子供たちに行き届いた教育を行うには、一人一人の子供にきめ細かな対応ができる少人数学級が必要であります。少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定を求める本陳情には、賛成をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(2) この陳情には、賛成をさせていただきます。今、教育のほうがいじめ問題だとか、そういういろんな問題があるわけですが、そういったものを解決していくためにも、やはり、人の確保というのは大事な話だと思いますので、賛成をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） 私どもも賛成です。理由は、今、言われた意見と同じようなんですが、山積する課題に対応して、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級の拡充を含めた定数改善計画の早期策定、実施が不可欠だと思っています。さらに、子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請ですし、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元するようという陳情ですので、賛成します。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第4号についての意見を終了いたします。

（12）陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
委員長 意見を求めます。

意（7） 陳情第5号については、趣旨採択でお願いいたします。平成22年度から公立高校の無償化が実施され、それに伴い私立高校生へも授業料に充てる就学支援金が所得基準により支給されています。こうした私学への助成は、私学であっても公教育の一翼を担う存在という捉え方から行われているものと考えます。陳情書の内容は、いずれも一層の拡充や充実を図ってほしいとのことですが、国も財政危機に陥っているのが現状であり、さらなる拡充、充実には、限界があると感じております。しかし、陳情の趣旨は十分に理解できますので、趣旨採択でお願いいたします。

委員長 ほかに。

意（15） 趣旨採択でお願いいたします。国においても、この陳情書にも書いてありますけども、私立高校生への就学支援金を中低所得者層に加算し、経常費助成も増額となるなど、非常に努力をしております。また、私立高校には公立高校にはない施設を整備したり、また独自の教育理念のもとに教育を行っ

ている学校もあります。そういった理念を求め入学する生徒もこれは多いです。よって、本陳情には、その趣旨には賛成できますが、公立高校ではなく、私立高校に通いたい生徒もいることから、趣旨採択といたします。

委員長 ほかに。

意（２） 私もこの陳情には、趣旨採択でお願いしたいと思います。今、皆さん方、いろいろと意見を言われましたように、やはり、公立と私立、ある程度の差があるのは事実の話であります。だけれども、財源も限られているわけですので、そういう中からいっていくというと趣旨はわかりますので、これには趣旨採択ということでお願いをいたします。

委員長 ほかに。

意（１２） 私どもは、陳情５号について賛成をいたします。意見としては、今年度の国の私学助成予算は合計で９９億円ふえたんですが、昨今は、財政危機に直面している都道府県も多くて、貴重な国の加算分を、今年度予算に全て上乗せしなかった都道府県が半数以上に上がるなど、安心することはとてもできない状態です。父母負担の面でも、平成２２年から高校無償化の方針のもとで国公立高校のみが無償化され、私学へも一定の就学支援金が加算され、新たに給付型の奨学金制度も実現しましたが、今なお、私学の生徒と保護者は、高い学費負担に苦しんでいます。そんなわけで、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒も急増していますし、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことが難しい層が広がって、学費の公私格差が学校選択の障害となって教育の機会均等を著しく損なっています。地方自治体の財政危機が深まって、私学助成予算も深刻な事態に陥っている今、県の私学助成の土台であり、奨励措置でもある国の私学助成の役割が一層重要になっていますので、父母負担の公私格差を是正するために、就学支援金を一層拡充することなど意見書を提出してくださいというものですので、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第５号についての意見を終了い

たします。

(13) 陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める
陳情

委員長 意見を求めます。

意(7) 陳情6号には、趣旨採択をお願いいたします。私立高校の授業料補助制度は十分であるとは言えませんが、実施されています。愛知県では、県立高校に2校受験できます。また、経済的な理由であるならば、自分のレベルに合った学校も選択できると思います。また、私立高校の持つ設備、施設、授業内容、部活動等を選択したならば、その代償は、費用であると考えざるを得ません。また、県の財政も大変厳しい中でありますので、さらなる助成の拡充、施策を実施するという事は、難しいと思います。しかし、私立高校の置かれている厳しい状況も十分理解できますので、趣旨採択をお願いします。

意(15) 本陳情も、陳情第5号と同じく、趣旨採択といたします。

意(2) 私もこの陳情6号に対しては、先ほどと同様で、趣旨採択をお願いしたいと思います。理由は先ほどと同じで、財源的にはかなり厳しいものがありますけれども、趣旨はわかりますので、趣旨採択とさせていただきます。

意(12) 陳情6号については、私ども、賛成をいたします。愛知県では高校生の3人に1人が私学で学んでいます。私学は、公教育の重要な役割を担っていますし、「子供と教育のために」を最優先させて、予算編成に当たっては、父母負担の軽減と人間教育の豊かな創造を願う県民の要求に応じて、県の私学助成予算の拡充をすることが求められていると思いますという陳情ですので、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了いたします。

(14) 陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(7) 陳情第7号は、反対でお願いいたします。陳情事項の、「現行の市町村独自の授業料助成を拡充してください」との内容で、私立高等学校授業料補助事業は、各市町村で実施されております。高浜市は所得制限があるものの近隣市と比較しても、高浜市の2万4,000円に対し、碧南市、知立市、西尾市、岡崎市及びみよし市が1万2千円、豊田市が1万5,000円、刈谷市と安城市が1万8,000円となっており、9市の中でも補助額が最も高く、手厚いものとなっています。さらに、平成22年度から公立高校の無償化が実施され、私立高校生には、国から就学支援金が支給されたことにより、独自助成を廃止、削減する自治体もある中、高浜市は、現行制度を維持しています。このようなことから、現状のままでよいと考えますので、この陳情には反対させていただきます。

意(15) この陳情には、反対をさせていただきます。今、お話がありましたように、県の減免制度や学校独自の減免制度があります。本市におきましても所得制限はあるものの、今、お話がありましたように、近隣市と比べても補助額は、かなり手厚くなっております。よって、本陳情には反対をさせていただきます。

意(2) 私もこの陳情には、反対とさせていただきます。理由は、先ほどから言われているように、高浜市は、この近隣市に比べましても、何ら劣るところはないと思いますし、財源の問題にしましても、かなり厳しい中でやってるわけですので、さらに、これ以上の拡充というのは難しいと思いますので、反対とさせていただきます。

意(12) 陳情7号については、私ども賛成をいたします。学費の公私格差は極めて大きく、初年度納付金を見ても、私学は約64万円を超えていると聞いています。父母の学費負担は過重なものがあります。全ての子供が、親の所

得にかかわらず等しく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくして、教育の公平を図ることだと思っています。高浜市の私学助成は、昨年の決算で34名、48万9,000円なんですね。それで、碧南とか知立とか大府とか、約、高浜の倍というところまでいきませんが、人口だけではもちろんありませんけれども、それを見ても、310万2,300円とか、520万7,424円、これ総額ですけども、261名が碧南、知立が437名、大府が590名ぐらい、受け取っているというお話です。もちろん金額は、ここは、たまたま一律1万2,000円だそうですが、私学助成の額が、非常に高浜市は少ないんですね。こういうところを見ても、周知もしっかりされていないのかわかりませんが、この父母負担の軽減をするために、授業料助成を拡充してくださいという陳情には、賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第7号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ございません。これより採決をいたします。

《採決》

(1) 議案第43号 財産の無償譲渡について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第44号 権利の放棄について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第45号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第46号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第47号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

挙手多数により原案可決

- (6) 議案第48号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

挙手多数により原案可決

- (7) 議案第49号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

挙手多数により原案可決

(8) 議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(9) 議案第52号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(10) 議案第55号 平成26年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

挙手全員により原案可決

(11) 陳情第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

挙手全員により採択

委員長 次に、陳情第5号及び陳情第6号について、趣旨採択との御意見がありますので、採決に当たり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願ひいたします。

(12) 陳情第 5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(13) 陳情第 6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(14) 陳情第 7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶
委員長挨拶

閉会 午前 11 時 47 分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長